

暮らしの情報

令和6年度住民税均等割 非課税世帯の皆さまへ 臨時特別給付金ののご案内

物価高騰に直面する低所得世帯への支援として、臨時特別給付金を支給します。手続が必要な場合がありますので、内容をご確認ください。

▼支給対象者

①令和6年12月13日時点で豊山町に住民登録がある世帯

②世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯

※一部対象外となる場合があります。詳細は、町ホームページをご覧ください。

▼支給額

1世帯あたり3万円
(18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童には1人あたり2万円を加算支給します)

▼振込先

原則、世帯主の本人名義の銀行口座へ振り込みにより行います。

▼申請が不要な世帯

令和5年度及び令和6年度の非課税世帯臨時特別給付金を本町で受給された世帯

▼支給方法

3月上旬頃から「支給の

お知らせ文」と支給決定通知書を送りし、順次指定口座に振り込みます。

▼申請が必要な世帯

住民税非課税世帯で、本町で初めて給付金を受ける世帯

▼支給方法

3月上旬頃から、対象世帯には、順次「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を送付します。必要事項を記載いただき、期日までにご返信ください。※ご自身の世帯が対象かどうかは、確認書をもってご確認ください。

▼申請期限

5月31日まで

▼その他

給付金を装った詐欺にご注意ください。町が受取手続のため、ATM操作を指示することや、手数料の振り込みを求めることはありません。

本給付金は、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により、実施するものです。本給付金は、差押禁止等及び非課税所得となります。

▼問合せ

28・0912

福祉課福祉グループ

支給対象と申請の有無

支給対象者：**令和6年12月13日時点で
豊山町に住民登録があり、
世帯全員が令和6年度
「住民税均等割非課税世帯」**

ア R5・R6非課税世帯
臨時特別給付金を本町で
受給された世帯
(町が世帯全員の課税情報を確認することができる世帯)

イ 左記以外の世帯

申請は不要です

振込口座、振込日等が記載された「支給のお知らせ文」をお送りし、順次指定口座に振り込みます

申請が必要です

町から確認書が届きます
(要返送)



Jアラートによる訓練放送

Jアラート(全国瞬時警報システム)は、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などを各自治体の防災行政無線を通じて瞬時に自動放送し、被害の軽減に役立てるシステムです。このJアラートの動作確認を目的とした訓練放送を次の日程で行います。本放送と間違いないようご注意ください。

●全国一斉情報伝達訓練

▼とき 2月12日(水)午前11時頃

▼放送内容 「(チャイム)」これは、Jアラートのテストです。「3回繰り返す」「こちらは「こうほうとやま」です。」「(チャイム)」

▼問合せ 防災安全課防災安全グループ

28・0355

2月は児童手当の支給月です

今月は、児童手当(12月・1月分)の支給月です。2月10日(月)に受給者の指定金融機関口座に振込みますのでご確認ください。

▼問合せ 子ども応援課子ども応援グループ

28・0936